⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

（地　域）	（問　合　せ　先）	
北海道地域	人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
東北地域	人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３―２―23
関東甲信越地域	人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１―１
東海北陸地域	人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２―５―１
近畿地域	人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１―１―60
中国地域	人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
四国地域	人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３―33
九州地域	人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
沖縄地域	人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

11　受験上の配慮

⑴　視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

試験の区分にかかわらず第１次試験を受験した都市に対応する第２次試験地で受験する。なお、試験場は、原則として下記の第２次試験地の都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、下記の第２次試験地の都市周辺に設ける場合もある。

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
税務北海道地域 税務東北地域 税務関東甲信越地域 税務東海北陸地域 税務近畿地域 税務中国地域 税務四国地域	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市	札幌市
	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市	仙台市
	水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長野市、松本市	さいたま市、東京都
	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市	名古屋市、金沢市
	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市	大阪市
	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	広島市
税務九州地域 税務沖縄地域	徳島市、高松市、松山市、高知市	高知市
	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	福岡市、熊本市
	那覇市	那覇市

㈱　第２次試験地が複数都市ある場合は、第２次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市とする。

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

令和八年五月七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

１　水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日

一　新たに一級水先人、二級水先人又は三級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
海先区関海水区、河区東島水区函湾区、門水先、湾伊湾先区、仙水先島崎水区、阪水勢水区、合区原水先、内湾先三先、鹿湾先	十年令六六和八日月	舎第一中一、神戸兵庫運輸監理部一地一区県庁方号波県神戸理合同神場戸町市部庁	六二波格境神五地止課部船運〇方合同一庫労員輸監〇庁番一神環部理〇舎一号戸境海二郵市・便神中海安番戸央技全号第区資環	着一はよる郵月和八日年必月合に日午	る通理戸日合格、発表知よ輸監神すり

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）より通知する。

２　その他

一　郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手百十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

三　筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。